

平成 2 7 年度安城市行政評価報告書に対する取組方針（概要）

1 平成 2 7 年度から対応する内容

（１）防災一般事業（No.1）

減災まちづくり研究会の運営について、学識者の講義や先進事例等からより実効性のある取り組みを今後、研究会のメンバーとともに協議し進めていきます。また、地震対策アクションプランについても、減災まちづくり研究会や市民アンケート等にて積極的に市民の声を反映させていきます。

（２）市民参加・市民活動推進事業（No.2）

市民交流センター（市民活動センター）の登録団体の実態を把握するため、利用状況・活動状況を整理するように指定管理者へ指示をします。その結果を分析し、より効果的な支援の仕方を検討していきます。

（３）生活道路新設改良事業（No.3）

生活道路の整備について、「FixMyStreet」などの ICT 技術を活用した市民サービスの可能性を先進他市を参考に研究、検討します。また、市公式ウェブサイトに掲載する情報の見直しを定期的に行い、常に最新情報の提供に努めます。

（４）野外センター活用事業、野外センター開放事業（No.4）

一般市民への開放や、地元の学校やグループが利用してもらえるよう PR したり、ファミリーキャンプのアンケートから参加者の要望などを取り入れ、内容をより充実してきます。

（５）屋外体育施設管理事業（No.5）

利用者の属性を把握するため、窓口でのアンケート調査を実施し、新たなニーズの掘り起こしと利用者の増加につながる取り組みを検討します。

（６）文化財保護事業（No.6）

学芸員と市民とをつなぐ「仲介者」としては、かねてから「安城ふるさとガイドの会」と協働で事業を進めてきました。講義や実地研修などを経て、現在、15 名程度が本證寺のガイドが可能となっています。

（７）地域包括支援センター運営事業（No.7）

平成 2 6 年度から地域包括ケアモデル事業を開始し、併せて地域包括支援センターを各中学校区に順次整備する中で、地域の課題を共有し、解決するための仕組みとして地域ケア地区会議を開催しています。地区会議には医師会から推薦された医師や歯科医師会、薬剤師会からも参加があり、福祉事業者や社会福祉協議会も参加しますので、この会議に地域の皆様にご参加いただき、協働して地域づくりに取り組める仕組みとして十分機能できるよう、行政として支援します。また、市民への周知を図るため、病院と連携して広報折り込み広告を作成し、9 月に全戸配布しました。

2 平成 2 8 年度以降で対応予定の内容

（１）防災一般事業（No.1）

減災まちづくり研究会において、学識者の講義や先進事例等から、より実効性のある取り組みを今後研究会のメンバーとともに協議し、進めていきます。

また、地震対策アクションプランについても、減災まちづくり研究会等にて積極的に市民の声を反映させていきます。

（２）市民参加・市民活動推進事業（No.2）

次期市民協働推進計画を策定するため、平成 28 年度に市民活動団体へのアンケートを実施する予定であり、実態等を把握できるような内容を盛り込んでいきます。

（３）生活道路新設改良事業（No.3）

生活道路整備を含めた町内会土木要望等について、ICT 技術を活用した「情報の見える化」に取り組んでいく予定です。

（４）野外センター活用事業、野外センター開放事業（No.4）

実質的に利用可能期間が 3 か月であっても施設管理を引受けるところがあるか探していきます。

（５）屋外体育施設管理事業（No.5）

検討結果に基づき、新たなニーズの掘り起こしや利用者の増加につながる取り組みを実施します。

（６）文化財保護事業（No.6）

本證寺ガイドの人材を増やしていくとともに、約 30 名の安城ふるさとガイドの会の会員自体が増える方策を検討します。

（７）地域包括支援センター運営事業（No.7）

地域ケア地区会議は、地域の課題を共有し、課題を解決することを目指して運営します。また、平成 2 8 年度以降、積極的に地区の課題を拾い上げて、解決に向けて取り組みます。

平成27年度安城市行政評価報告書の評価結果に対する取組方針

事業番号	課名	事務事業名	行政評価委員会の指摘事項	平成27年度から対応する内容	平成28年度以降で対応予定の内容
1	危機管理課	防災一般事業	・「防災一般事業」の中の取り組みが多すぎて、事業自体の目標が不明確になっている。何を目標にするのかを検討して整理し、複数の事業に分割することを検討していただきたい。	地震、風水害、国民保護事業等の非常時の対策は共通の内容（避難所、備蓄等）が多くあり、災害毎等に事業を分割することは困難。その中で事業をより分かりやすくするための工夫を検討していく。	市民目線での分かりやすい事業分類を検討していく。
			・人材なくして減災なし。場所や設備、備品の備えも大切であるが、それを活用できる人がいてはじめて減災まちづくりが実効性を持ち、具体的に推進される。担い手として現在は自主防災会や町内会が期待されているが、高齢化という課題があることを踏まえ、中学校区単位での地域防災コーディネーターの育成など、人材育成や組織構築、実地訓練なども検討していただきたい。	安城市、自主防災組織等の防災関係組織と連携をとって防災活動できる人材の発掘、育成方法の洗い出しを行う。 市内の防災ボランティア、NPO法人（防災関連）の再確認、防災士資格取得者等の調査をし、市内の人材の現況を把握をする。 安城市が人材育成のため実施している自主防災組織リーダー養成研修の内容を再検討するとともに、新たな事業計画（案）についても検討していく。	洗い出された内容について、実現可能とするための課題を整理し、事業化を検討する。
			・具体的な防災・減災のアクションプランは、市民協働で作成される必要がある。減災まちづくり研究会の運営を検討し、市民や事業者も含め、広く英知を集めた実効性のある取り組みをしていただきたい。	減災まちづくり研究会において、学識者の講義や先進事例等から、より実効性のある取り組みを今後共に協議し、進めていく。また、地震対策アクションプランについても、減災まちづくり研究会や市民アンケート等にて積極的に市民の声を反映させていく。	減災まちづくり研究会において、学識者の講義や先進事例等から、より実効性のある取り組みを今後共に協議し、進めていく。また、地震対策アクションプランについても、減災まちづくり研究会等にて積極的に市民の声を反映させていく。
2	市民協働課	市民参加・市民活動推進事業	・活動内容や活動の実態の把握をし、市民参加・市民協働のレベルアップと広がりを持続的に支援していただきたい。	市民交流センター（市民活動センター）の登録団体の実態を把握するため、利用状況・活動状況を整理するように指定管理者へ指示する。その結果を分析することでより効果的な支援の仕方を検討していく。	次期市民協働推進計画を策定するため、平成28年度に市民活動団体へのアンケートを実施する予定であり、実態等を把握できるような内容を盛り込んでいく。
			・市民活動センターにはハブ機能が期待されているが、その機能がどれだけ果たされているのか、課題は何であるのかを検証し、市民に情報公開していただきたい。社会福祉協議会ボランティアセンター、生涯学習ボランティアセンター及び青少年の家との情報共有がどこまで進んでいるのか、またまちづくり人養成講座の修了者が協働コーディネーターとしてどのように活躍しているのかについても検討していただきたい。	①市民活動センターの中間支援等の機能については、今年度、市民協働推進計画（H25～H29）の中間年として課題等を整理し、市民交流センター運営委員会にて審議した。今後、ホームページで公表していく予定。 ②社協ボランティアセンター登録団体と市民活動センターの登録団体は重なる部分が多いことから、登録手続の共通化を検討している。その他のボランティアセンターとも情報共有していく。 ③H26年度のまちづくり人養成講座を終了した人の中から「協働サポーター」として今年度から任命した。そのサポーターから組織される「協働サポータークラブ」を設立し、中間支援等を進めていく。	③「協働サポーター」の人材は継続して養成していく。「協働サポータークラブ」については、活動を積み重ねレベルアップを図り、充実させていく。将来的には、より積極的な団体のマッチング、課題解決のためのファシリテーション等を担える「協働コーディネーター」を養成していく。
			・自治基本条例等の施行前後で市民参加と市民協働がどのように変化・向上したのかを、市民参加推進評価会議、市民協働推進会議、市民活動センター運営会議等で検討し、その結果を市民に公開していただきたい。	市民参加条例及び市民協働推進条例が施行されてからの変化等を把握・分析し、関係する審議会等で説明し、公表していく。	5年毎に実施される自治基本条例の検証や市民協働推進計画の見直しの際に、市民参加・市民協働の成果を検証し、各会議等で説明をしていく。
3	土木課	生活道路新設改良事業	・広報や市のWebページ、またICT技術やアプリ（FixMyStreet等）を活用し、広く要望を聞くとともに、要望に対する結果とその経緯を市民に公開し、生活道路の整備について市民の理解を得る努力をしていただきたい。	「FixMyStreet」などのICT技術を活用した市民サービスの可能性を先進他市を参考に研究、検討する。市公式ウェブサイトに掲載する情報の見直しを定期的に行い、常に最新情報提供に努める。	生活道路整備を含めた町内会土木要望等について、ICT技術を活用した「情報の見える化」に取り組むたい。
			・生活道路の整備が防災、防犯、交通安全など市民生活に大きく影響を与えることを再認識し、他部署・他部門と情報を共有して、道路という「線」で考えが終わることなく、まちづくりという「面」という視点で考えていただきたい。	生活道路を整備する際には、安全対策としての交差点カラー舗装等を併せて行うように努める。	都市計画課などの計画部門との調整、連携をとりながら事業を進めたい。
			・生活道路の整備は、安城市が目指す持続可能なコンパクトシティの血管として、明快な判断と丁寧な市民への説明に基づいて、地域と協働して整備を進めていただきたい。	町内会土木要望に関して、町内会長連絡協議会理事会及び各町内会への報告時には当該年度分のみ報告としていたが、過年度分も併せて報告を行う。	町内会土木要望に関しての報告書類や書式等を町内会が分かりやすくなるような工夫をする。

事業番号	課名	事務事業名	行政評価委員会の指摘事項	平成27年度から対応する内容	平成28年度以降で対応予定の内容
4	学校教育課 スポーツ課	野外センター活用事業 野外センター開放事業	・「学校教育の一環」という理由で精神論や希望的観測を示すだけではなく、小中学生また学校及び一般市民の認識と期待とニーズを把握し、支出の必要性について市民の理解を得る努力をしていただきたい。	学校の利用がない土・日曜日は一般利用者へ開放できることを、引き続きPRしていく。	自然教室は多くを学ぶ機会であり、レビューでもご理解をいただいているところである。受益者である小中学生の保護者については、引き続き説明会等を開催しご理解をいただく。また、保護者アンケート手法等で実施後の児童生徒への効果について検証していきたい。
			・安城市の整備いかんによってその施設が存在する地域との交流が生まれることにもなる施設であることを踏まえ、当該地域との連携を進めるとともに、安城市民の考えやアイデアを事業に取り入れて、指定管理者制度を含め、管理運営するしくみを検討していただきたい。	一般市民への開放や、地元の学校やグループが利用してもらえるようPRしたり、ファミリーキャンプのアンケートから参加者の要望などを取り入れ、内容をより充実する。	費用対効果がないため冬季利用ができるような施設改修は行わない。実質的に利用可能期間が3ヶ月であっても施設管理を引受けるところがあるか探していく。
			・地域間交流を積み重ねてきた根羽村の施設活用についても検討していただきたい。	一般利用の方の申請時には、利用手引きのほかに地元の施設や名所パンフレットなどを配布して、行き帰りに楽しんでもらえるように案内する。	親睦的な交流を目的とした市民団体の交流会場となるよう関係部署を通じて市民団体に働きかけをしていく。根羽村役場に広報を依頼し、根羽村民にもデイキャンプ等で利用していただくようPRしていく。根羽村の施設の利用については、根羽村役場とも相談しながら、学校利用の際に体験活動で利用が可能かどうか模索していく。
5	スポーツ課	屋外体育施設管理事業	・「健康都市」構想やエコサイクルシティ計画の中で重要な役割を担う施設の管理事業として、利用者状況を把握し、高齢者や障害者を対象とした施設の積極利用や市内の事業所への施設利用の働きかけなど、新たなニーズの掘り起こしを行いながら、施設の目的と実現すべき目標を明確にし、利用度を高める戦略を検討していただきたい。	利用者の属性を把握するため、窓口でのアンケート調査を実施し、新たなニーズの掘り起こしと利用者の増加につながる取り組みを検討する。	検討結果に基づき、新たなニーズの掘り起こしや利用者の増加につながる取り組みを実施する。
			・公共交通機関や自転車の利用を前提として、他の部署と連携し、あんくるバスのコースや時刻の変更、自転車道や駐輪場の整備を検討することで、根本的な改善を図っていただきたい。	あんくるバス、名鉄バスの運行については、交通政策部局である都市計画課と、施設の利便性の向上に資する運行条件について検証を行う。自転車道や駐輪場については、自転車での来場状況を鑑み、県への依頼や整備の必要性の検討を行う。	検証、検討の結果に応じ、関係団体への依頼や施設の整備を行う。
6	文化振興課	文化財保護事業	・文化財保護には市民の理解と支援が欠かせないが、そのためには、学芸員の専門知識をわかりやすく市民に伝える仲介者の存在が重要である。その仲介者を養成する講座などの開催を進めていただきたい。また歴史博物館は指定管理となっているが、その決定において、仲介者としての能力とともに、市民の活用とボランティア団体の育成も考慮していただきたい。	学芸員と市民をつなぐ「仲介者」としては、かねてから「安城ふるさとガイドの会」と協働で事業を進めてきた。例えば、講義や実地研修などを経て、現在、15名程度が本證寺のガイドが可能となっている。また、歴史博物館指定管理者選定については、仕様書に市民協働とボランティアの育成を盛り込んでいる。選定のプレゼンテーションでも、応募者はこの点について積極的に行う旨を語っていた。	本證寺ガイドの人材を増やしていくとともに、約30名の安城ふるさとガイドの会の会員自体が増える方策を考えたい。また、同様な団体として、博物館ボランティア、土器作りボランティア、本證寺ハスの会、桜井風保存会などがあるが、こうした市民団体がより良い「仲介者」となれるよう、育成および協働作業を進めていきたい。
			・AR（Augmented Reality・拡張現実）などICT技術を積極的に活用し、文化財が今を生きる私たちにどう繋がっているのかを示す取り組みをしていただきたい。	今年度から開始した史跡説明看板リニューアル事業では、各看板にQRコードを加え、文化財と私たちの生活とのつながりなどの付加情報をスマートフォンなどを通して享受できるようにしていく予定である。	平成28年度は、「安城市文化財図録」Web版を917千円で制作委託する。これにより、屋外にいても文化財に関する情報が得られるようになる。こうしたコンテンツの充実を進めていきたい。
			・他部署や市民活動団体等と連携し、安城市内の施設や遺跡等を人が回遊し、商店街等も活性化する施策を進めていただきたい。中心市街地に設置される（仮称）図書情報館、歴史博物館、本證寺（歴史公園）、デンパークなどを、ウォーキング・サイクリング・あんくるバス等で効果的に活用できるようにしていただきたい。	今年度、岡崎市と豊田市の観光協会と連携して「松平武将観光」のモデルコース作りを行い、パンフレットを制作した。今後は、順次、その内容の充実を図っていききたい。また、現在、6コースある歴史散策コース「歴史の散歩道」を2コース（本證寺専門コース、明治航空基地コース）追加する予定である。	「歴史の散歩道」は、最終的に10コースとするとともに、史跡以外にも説明看板（QRコードが入り、解説とともにナビゲーションとも連動する）を随所に設けていく予定である。また、複数のコースを組み合わせ、自転車やバスなどで広範囲に巡回できる工夫を考えたい。

事業 番号	課名	事務事業名	行政評価委員会の指摘事項	平成27年度から対応する内容	平成28年度以降で 対応予定の内容
7	高齢福祉課	地域包括支援センター運営事業	・「安城版」地域包括ケアシステムの「安城版」と言える部分を、周知・広報していただきたい。自助の部分と共助の部分、そして公助の部分を明確にし、市民が、自分が何をすべきなのか、町内会や福祉委員会等が何をすべきなのかを認識するような情報発信をしていただきたい。	平成27年度当初から、まちかど講座メニュー「これからの高齢社会を考える～地域包括ケアで支えよう～」を設け、今年度上半期で13回実施、広報紙7/15号に特集記事掲載、安城更生病院での病院祭では市民公開講座でのテーマに取り上げていただくなど、関係者と協力して普及啓発を図っています。今後も普及啓発を行う上で、地域包括ケアシステムの主役は住民であるが、地域住民の活動を専門職(医療・介護)や行政・社協が連携して支えること、住民は関係機関へ繋ぐことが期待されることを強調して伝えていきます。また、地域住民主体で高齢者を支える活動を支援するための補助制度を平成27年度から開始したので、制度を活用していただき、地域での共助が広がるよう、社会福祉協議会を通して普及啓発を図ります。	平成28年度以降も順次、各中学校区に地域包括支援センターを整備し、地域包括ケアシステム構築の中核機関として位置付けるとともに、センターを中心に地域ケア地区会議を開催し、地域住民の皆様に参加していただき、安城市版地域包括ケアシステムについて情報発信し、理解していただくように努めます。まちかど講座の内容を見直すとともに、より多くの団体に聴講していただくよう周知を図ります。
			・行政として、町内会や福祉委員会、医療機関、福祉事業者、社会福祉協議会などが十全に協働できる環境づくりを進めていただきたい。	平成26年度から地域包括ケアモデル事業を開始し、併せて地域包括支援センターを各中学校区に順次整備する中で、地域の課題を共有し、解決するための仕組みとして地域ケア地区会議を開催しています。地区会議には医師会から推薦された医師や歯科医師会、薬剤師会からも参加があり、福祉事業者や社会福祉協議会も参加しますので、この会議に地域の皆様にご参加いただき、協働して地域づくりに取り組める仕組みとして十分機能できるよう、行政として支援します。	地域ケア地区会議は、地域の課題を共有し、課題を解決することを目指して運営します。平成28年度以降、積極的に地区の課題を拾い上げて、課題の解決に向けて取り組みます。
			・町内会に過度の負担がかからないように配慮としくみづくりを実現していただきたい。	町内会はじめ地域福祉活動に携わる地域住民の皆様役割としては、個人の生活上等の問題が発生した場合には関係機関へ繋いでいただくことです。市をはじめとする関係機関が連携し、地域住民の皆様の主体的な活動を支援する仕組みをつくることが行政の役割と認識しております。地域住民の皆様が可能な範囲で、高齢者の通いの場、生活支援活動の輪が広がるよう、地域住民団体等の活動を支援する制度を開始しました(H27.7月～)	高齢者を支える地域包括ケア構築に向け、NPO、市民団体、民間事業者にも理解と協力を得るように働き掛けます。町内会の負担を軽減できるよう、専門職その他関係者が連携して支える仕組みを形成していきます。